

総務省における放送関連研究会について

1. 「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」
最終報告の概要
2. 「衛星放送の将来像に関する研究会」報告書の概要
3. 「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」について
4. 「2010年代のケーブルテレビの在り方に関する研究会」に
ついて

「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」 最終報告の概要

「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」の概要

総務省

1 目的・経緯

- デジタル放送への円滑な移行と多様な国民視聴者のニーズ等に的確に応えうる放送の発展に向けた放送政策に関する調査研究を行い、今後の放送政策の策定に資することを目的として、**平成16年7月に設置**
- 12回の会合(それに加えて28回のWG)を経て、平成17年8月に中間取りまとめを公表。
- その後、さらに14回の会合を経て、**最終報告を取りまとめ、平成18年10月6日に発表**。
- 最終報告の取りまとめに当たり、平成18年7月19日から8月31日まで**パブリックコメントを実施し、41件の意見**が提出された。

2 構成員(敬称略・五十音順)

伊東晋	東京理科大学工学部教授	野村敦子	㈱日本総合研究所主任研究員
隈部紀生	前早稲田大学大学院 国際情報通信研究科客員教授	長谷部恭男	東京大学法学部教授
小塚莊一郎	上智大学法学部教授	羽鳥光俊	中央大学工学部教授
座長 小塩野宏	東京大学名誉教授	濱田純一	東京大学大学院情報学環教授
篠原俊行	前順天堂大学スポーツ健康科学部教授	舟田正之	立教大学法学部教授
武井一浩	西村ときわ法律事務所パートナー弁護士	村井純	慶應義塾大学環境情報学部教授
新美育文	明治大学法科大学院教授	山下東子	明海大学経済学部教授
		座長代理	

マスメディア集中排除原則の基本的考え方（第2章）

総務省

項目		ポイント
マスメディア集中排除原則	○ 意義と目的	<ul style="list-style-type: none"> 「多元性」、「多様性」、「地域性」を確保し、それによって、視聴者の利益を確保することを目的とすることは、現時点でも変わっていない
	○ 規律手法	<ul style="list-style-type: none"> 多様性や地域性については、行為規制による確保も可能であるが、行為規制は表現の自由の直接的な制約につながる面があるため、従来どおり構造規制を基本とすることが適当 その上で、具体的な適用場面によっては、構造規制に代えて行為規制を行うことも考えられる 地域性については、将来的には地元資本要件を撤廃することを念頭に、これに代えて一定比率以上の地域番組の確保のための規律を導入することについて、検討を深めることが適当
マスメディア集中排除原則の見直し	○ 見直しの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> 原則の意義や政策目的に変更がないことを前提としつつ、メディアの増加と多様化や経営環境の変化等を踏まえ、見直しによるメリットとデメリットを十分に勘案した上、視聴者の利益が増大する方向で行うことが適当 緩和を行う場合には、多元性の確保等への影響を見定めながら、段階的に進めることが適当
	○ 「支配」とする基準の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 同一地域における「支配」とする基準の緩和は、放送の多元性に直接の影響が生じる点で慎重な対応を要するものであり、適当ではない 異なる地域における「支配」とする基準は、現状において直ちに緩和する必要があるとは言えないが、今後、環境の変化を注視しつつ検討していくことが適当 ただし、個別の必要な場面に限定した特例的緩和措置を講じることは可能 実際の運用に当たっての実効性の確保は困難と考えられることなどから、実質支配基準の導入は慎重に考えることが適当 放送は大きな公共性を持つことから、例えば、放送事業者を実質支配する者といった大株主について一定の適格性を確保することの適否について今後考えることが必要
	○ テレビジョン放送とFM放送の兼営	<ul style="list-style-type: none"> 同一地域におけるテレビジョン放送とFM放送の兼営を新たな経営の選択肢の一つとして認めることが適当 「テレビ・FM・新聞」の三事業支配については、「テレビ・AM・新聞」と同様に、原則禁止・例外許容として扱うことが適当
	○ 三事業支配禁止の例外の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 「独占的頒布を行うこととなるおそれ」の有無について、その基準を明確にすることが望ましい 例えば、地域における購読シェアが50%を超える新聞社によるテレビジョン放送とAM放送（又はFM放送）の同時支配は「独占的頒布を行うこととなるおそれ」があるとした上で、これに該当する事業者から反論がある場合には透明性が確保された一定の手続により是非を判断する方法などが考えられ、今後、必要な措置を検討することが適当

1-2

持株会社を活用した民放経営の在り方（第3章）

総務省

項目		ポイント
放送事業者を子会社とする持株会社の制度化	○ 放送持株会社の制度化の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 放送持株会社によるグループ経営を新たな経営の選択肢として加えるため、放送持株会社を制度化することは、放送を取り巻く経営環境が大きく変化する中、有意義 国民生活において放送が持っている機能や影響力に照らし、デメリットが極力少なくなるように制度を整備することが不可欠
	○ 制度化する持株会社の形態	<ul style="list-style-type: none"> 個々の放送事業者の自律性や地域性の確保と、グループ全体としての経営効率の向上とを両立できる面でメリットがある純粋持株会社とすることが適当
	○ 放送持株会社についての規律の基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> 持株会社形態が採用される場合にも、マスメディア集中排除原則等の規律が引き続き確に確保されるようにすることが必要
	○ 放送持株会社に関する適格性確保	<ul style="list-style-type: none"> 放送持株会社については、個々の放送事業者に比べ、その社会的影響力がさらに増すことから、適格性を適切に確保することが必要 適格性については、制度上の仕組みを設け、設立時のみならずその後も継続して確保することが必要 適格性の具体的内容としては、マスメディア集中排除原則への適合性や一定の財政的基盤があることのほか、適切なガバナンスが確保されていること、放送事業の経営管理についての知識・経験と社会的信用があること等が考えられる このうち、適切なガバナンスの確保については、今後さらに検討を深めることが必要
放送持株会社についての規律の在り方	○ マスメディア集中排除原則の適用	<ul style="list-style-type: none"> まずは放送持株会社が子会社とし得る放送事業者の数等に一定の制限を設け、その後の状況に応じて段階的に緩和していくことが適当 一定の制限については、一の者が所有又は支配できる放送局等の数を制限する現行の方法とは異なる新たな尺度を導入することが考えられる 制限に関する尺度や具体的内容については、放送持株会社についての規律内容、放送事業者のニーズ、放送メディアの普及状況、視聴者の視聴動向等を勘案し、放送の多元性等の確保に留意しつつ、さらに検討を進めることが適当 同一地域の複数の放送事業者を子会社とすることは、放送の多元性等に直接影響を及ぼすことから禁止することが必要 異なる地域の複数の放送事業者を子会社とすることは、そのような影響を及ぼすものではないことから、メリットを十分に確保するため、全国をカバーできるようにすることも念頭において検討することが適当 放送持株会社に対する出資は、その持株会社が複数の放送事業者を子会社として完全支配していることから、子会社である複数の放送事業者に対し、同時に投資することに相当するものとして扱うことが適当

項目		ポイント
放送持株会社 についての規 律の在り方	○ 外資規制	・ 放送持株会社については、子会社である放送事業者に対する外資規制の実効性を確保しつつ、的確なグループ経営を可能とする観点から、外資規制の対象とし名義書換拒否権を付与することが適当
	○ 子会社である放送事業者の番組編集の自由と地域情報の確保	・ 子会社である放送事業者の番組編集の自由の確保を含め、業務運営の適正を確保するために一定の義務を放送持株会社に課すことが必要 ・ 子会社であるローカル局の地域番組を十分に確保するため、従来の構造規制に代え、一定割合の地域番組の提供を確保する行為規制を導入することが必要
	○ 放送番組審議機関の設置	・ 子会社である放送事業者は、通常、地域の一体性がない異なる放送対象地域で各々の地域番組等を提供することが想定されること等を踏まえ、放送番組審議機関の共同設置を認めることは、地域番組を適切に確保する観点から適当ではない ・ 現行制度上、放送区域が3分の2以上重複する場合等には番組審議機関の共同設置が認められているが、当該規定は適用除外とすべき
	○ 放送番組の保存	・ 持株会社によるグループ経営を通じた効率化を図る観点から、子会社である複数の放送事業者の番組の共同保存を制度的に可能とすることが適当 ・ なお、放送番組の保存は訂正放送等の制度と密接に関連することから、番組の管理は各放送事業者が行うものであることを制度的に確保しておくことが必要
	○ 放送持株会社の子会社の事業範囲	・ 現行制度上、放送事業者の行う事業の範囲について直接の規制は行われていないことから考えると、放送持株会社の子会社の個々の事業内容に制限を設けることは必要ない ・ ただし、子会社である放送事業者の資産総額が放送持株会社の資産総額の一定割合を占めていることなど放送持株会社としての実体を有していることを放送持株会社の一つの要件として求めることも考えられる

衛星放送についての規律の在り方（第4章）

項目		ポイント
CS放送について の規律の在り 方	○ マスメディア集中排除原則	・ 周波数の希少性が緩和傾向にあることを踏まえ、CS放送についてのマスメディア集中排除原則を一般的に緩和することが考えられる ・ 例えば、現在認められている数の2倍程度の中継器を所有又は支配できるようにすることが考えられる ・ このような緩和を行う場合においても、地上放送事業者やBS放送事業者については、多元性の確保等の観点から、引き続き、その他の事業者よりも厳しい制限を課すことが必要 ・ 上記の状況の変化が、現時点ではマスメディア集中排除原則を一般的に緩和する根拠とはならない場合においても、CS放送事業者に対して放送の多様性確保についての規律を新たに課すことを条件として、特例的に緩和することが考えられる（多様性確保についての規律を受けるCS放送事業者を「特定CS放送事業者」という。） ・ この規律は、例えば、番組のジャンルごとに調和の取れた構成とするよう努めることなど、必要最小限のものとするのが適当 ・ 緩和の程度や地上放送事業者・BS放送事業者への適用については、一般的な緩和の場合と同様
	○ CSプラットフォーム事業	・ CSプラットフォーム事業を制度上位置付け、所要の規律を課すことが考えられる ・ 規律の具体的内容としては、①参入登録制、②CSプラットフォーム業務と他業務との会計の整理、③CS放送事業者の差別的取扱いの禁止、④業務手数料の適正確保、⑤視聴者からの苦情等のCS放送事業者への伝達等が考えられる ・ 特定CS放送事業者等がプラットフォーム事業を併せ行う場合、必要最小限の規律として、CS放送事業者に対する差別的取扱いを禁止することが必要 ・ 番組供給事業者との関係における差別的取扱いの禁止については、CS放送事業者と番組供給事業者との間については従来何らの規制もないことや、特定CS放送事業者等の番組編集の自由を制約する可能性があることから、今後さらに検討を進めることが必要 ・ このような2つの対応の方向性については、現在生じている課題を改めて把握・検証するとともに、これが法的規制によらなければ対応できないものか否か、十分に検討する必要がある ・ 当面の対応としては、現在行われている自主ガイドラインによる対応を更に充実させるための検討を進めるとともに、上記2つの考え方について、さらに検討を深めることが適当

項目		ポイント
CS放送についての規律の在り方	○ CS放送に関するその他の課題	<ul style="list-style-type: none"> 一定数のチャンネルごとに番組準則を適用し、特定の事項のみを扱うチャンネルを可能とするような変更については、①現在の視聴者意識からは視聴者保護の観点で支障が生じる可能性があること、②番組審議機関の在り方についても併せて見直しを行う必要があること等から、慎重に行うことが適当 このため、CS放送事業者についての番組準則の適用の在り方については、引き続き検討を重ねることが適当
BS放送についての規律の在り方	○ BS放送と地上放送の兼営	<ul style="list-style-type: none"> 「全国」を対象に広告放送を行うBSデジタル放送について地上放送との兼営を認めることは放送の多元性の確保への支障等が懸念されること、平成19年12月に新規参入が予定されていることを踏まえると、現時点で既存の事業者の状況を前提に規律の変更を検討することは適切ではない このため、現時点で地上放送とBSデジタル放送の兼営を認めることは適当ではないが、今後の環境変化を注視しつつ、引き続き検討をしていくことが適当 放送持株会社の制度が設けられる場合、放送持株会社の下で地上放送事業者（キー局）とBSデジタル放送事業者が子会社となる形での経営統合は、放送の多元性、多様性、地域性の確保についての配慮が行われることを前提として、認める余地がある なお、有料でサービスを提供している事業者については、CS放送とのバランスも踏まえ、マスメディア集中排除原則を緩和することも考えられるところ、この点については、BS放送全体の準基幹放送としての位置付けに十分留意しつつ、引き続き検討することが必要

新たな放送サービスへの対応（第5章）

項目		ポイント
サーバー型サービス	○ 現行制度上の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> サーバー型サービスは、リアルタイム型、蓄積型のいずれについても、放送法上の「放送」に該当し、放送としての規律を受けることになる ただし、今後、サーバー型サービスが普及し、その具体的な視聴形態等が明らかになった段階で、メディア特性を十分に踏まえ、より適切な放送規律を設けることについて検討することが必要 「放送」は公衆が直接受信した上で「同時に視聴する」か「異時に視聴する」かを問わないものと解すべきであるが、これを法文上明確にするかどうかについては将来的な課題として更に検討することが適当
	○ 今後の制度整備の必要性	<ul style="list-style-type: none"> サーバー型サービスを「有料放送」ではないとして料金についての規律の対象外とすることは、視聴者保護の観点から問題 このため、蓄積後に暗号を解読して視聴することに課金するサービスを含め、放送法上の「有料放送」としての規律を適用するよう、解釈の明確化又は必要な制度整備を行うことが適当 視聴者からみて一体的なサービスについて、放送として扱われる部分は料金等が規律される一方、通信として扱われる部分には規律がないことは、場合によっては、視聴者利益が十分に確保できなくなることも想定されるため、運用面で十分に留意するとともに、制度面でも必要に応じ見直しを行うことが必要
地上デジタルテレビジョン放送の携帯端末向けサービス	○ 今後の制度整備の必要性	<ul style="list-style-type: none"> テレビジョン放送免許について、携帯端末向けに本放送とは別の内容を放送する「独立サービス」が実施できるよう、法改正を含む制度整備を行うことが必要 今後、放送のデジタル化がさらに進展した段階では、テレビジョン放送とラジオ放送を区別している現在の制度自体についても、視聴者利益を確保する観点から見直しを行うことが必要

「衛星放送の将来像に関する研究会」 報告書の概要

衛星放送の将来像に関する研究会

1 検討課題

- ①アナログBS放送終了後の周波数(3チャンネル)及び追加割当BS放送用周波数(4チャンネル)の利用の在り方の検討
- ②衛星放送の公正かつ有効な競争環境の整備
- ③視聴者保護政策の推進

2 開催期間

平成17年10月14日の第1回会合より平成18年10月12日まで計10回の会合を開催。
平成18年7月21日から8月31日までパブリックコメントを実施。

3 構成員

- 浅野 睦八
(日本アイ・ビー・エム(株)ガバメンタル・プログラムズ・ジャパン パイスプレジデント)
- 荒川 亨
(株)ACCESS代表取締役社長)
- 石橋 庸敏
(社)日本ケーブルテレビ連盟専務理事)
- 伊東 晋
(東京理科大学理工学部教授)
- 植村 伴次郎
(社)衛星放送協会会長)
- 音 好宏
(上智大学文学部助教授)
- 角川 歴彦
(株)角川ホールディングス代表取締役会長兼CEO)
- 岸上 順一
(日本電信電話(株)持株第三部門チーフプロデューサー)
- 高畑 文雄【座長代理】
(早稲田大学理工学部教授)

- 竹中 一夫
(日本放送協会総合企画室[デジタル放送推進]局長)
- 鳥居 昭夫
(横浜国立大学経営学部教授)
- 苗村 憲司
(駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部教授)
- 長田 三紀
(特定非営利法人東京都地域婦人団体連盟事務局次長)
- 藤原 静雄
(筑波大学大学院ビジネス科学研究科(法曹専攻)教授)
- 舟田 正之【座長】
(立教大学法学部教授)
- 前田 忠昭
(社)日本経団連情報通信委員会通信・放送政策部会会長)
- 森 忠久
(社)日本民間放送連盟常勤顧問)
- 山下 東子
(明海大学経済学部教授)

(敬称略。五十音順)

衛星放送の将来像に関する研究会・報告書

検討事項	提言の概要
------	-------

検討事項	提言の概要
1 新たにBSデジタル放送に利用可能となる周波数の利用の在り方	
(1)新たな周波数の利用の是非	○ 周波数の有効利用、新サービス導入・現行サービス高度化の観点から、アナログ放送終了後の3チャンネル及び国際的に追加割当されている4チャンネルについて、具体的な周波数の利用システムの提案を募集することが適当
(2)新たな周波数の利用の開始時期	○ 円滑な利用開始の確保及び国民への確実・十分な周知の期間の確保が必要 ○ 今後、後継衛星の調達方針の決定時期までに利用開始時期を検討
(3)新たな放送方式の活用	○ 周波数の有効利用、新サービス導入・現行サービス高度化の観点から、H. 264等の新たな放送方式も活用 ○ 現在の放送方式に基づく既存受信機利用者の利益にも配慮しつつ、旧方式、新方式毎の中継器数を今後決定。
(4)受委託放送制度	○ BS放送は、利用可能な周波数等資源の稀少性が高く、独立した衛星の管理・運用に見合う規模のチャンネル数を一者が保有することは想定しがたい。そのため、衛星放送事業への参入コストの軽減、衛星設備の公正中立な提供、衛星設備の提供における競争の促進等のメリットのあるハード・ソフト分離（受委託制度）を引き続き採用
(5)マスメディア集中排除原則の在り方	○ 有料サービスを提供する場合については、社会的影響力が無料放送に比べて相対的に小さいことから、BS放送全体の準基幹放送としての位置付けに十分留意しつつ、緩和を検討 ○ 新たな放送方式によるBSデジタル放送については、周波数の稀少性の緩和や既存放送と異なる受信環境にあり、社会的影響力が比較的小さいことから、より緩やかな基準を検討
(6)NHKのBSデジタル放送の在り方	○ 新たに利用可能となる周波数をNHKがBSデジタル放送に利用することの適否は、公共放送としてのNHKの在り方に関する全体の議論の中で検討
(7)外資規制	○ 相対的に有限稀少かつ必要性が高い電波であることに変わりはないため、現時点では、現行の規制の枠組を維持

検討事項	提言の概要
------	-------

検討事項	提言の概要
2 衛星放送の公正かつ有効な競争環境の整備	
(1)東経110度CSデジタル放送への電気通信役務利用放送法適用の是非	○ 三波共用機の普及状況や周波数の利用状況に鑑みて、電気通信役務利用放送法の仕組みに委ねることは現時点では不適當
(2)委託放送業務の事業譲渡制度化	○ 撤退の際の事業引継の制度がなく、業務休止のまま放置せざるを得ない例や、ハイビジョン化のための周波数帯統合等を円滑に進める必要性に鑑みて、事業譲渡の手続を整備
(3)委託放送事項変更手続等の簡素化	○ CS放送は多チャンネル専門放送のパッケージサービスが大半であり、委託放送事項等の変更（総務大臣許可）の機会が多いことから、手続をより簡素化 ○ 現在認められていない放送の種類の変更（標準テレビジョン放送から高精細度テレビジョン放送への変更等）について、委託放送業務の廃止や再認定の手続を得ることなくハイビジョン化を促進するため手続を整備
(4)マスメディア集中排除原則の緩和	○ CS放送は有料専門放送が大半であり、社会的影響力は相対的に小さい ○ 現在、周波数に余裕があること、新たな放送方式の活用により周波数の有効利用が一層進むことから、マスメディア集中排除原則を大幅に緩和
(5)ハード・ソフト一致制度選択制の導入	○ CS放送においては、利用可能な周波数の稀少性が緩和され、独立した衛星の管理・運用に見合う現状のチャンネル数とを一者が保有可能となる場合も想定しうる ○ 一貫した体制により、より安定かつ効率的経営が可能な場合があるところ、ハード・ソフト一致制度選択制の導入、その場合の公正競争を確保するための規律について検討
(6)衛星放送におけるプラットフォームの規律の在り方	○ 各放送事業者の有料放送サービス等の整備に不可欠な認証課金業務を通じ、優越的地位にあるプラットフォーム事業者の業務の公正性、中立性、透明性等を確保するための規律が必要 ○ 今後、例えば、以下のようなポイントについて、引き続き検討が必要 ア. 不当な差別的取扱の禁止 イ. 約款・料金規制 ウ. 会計の整理 エ. 提供義務 オ. 苦情処理業務カ. 業務改善命令 キ. 意見具申 ○ 法令による規律か、公的指針によるか等については、目的・必要性に応じて、専門家を交えた検討が必要

3 視聴者保護政策の推進	
(1)個人情報保護指針に係る所要の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下のような所要の見直しを行う <ul style="list-style-type: none"> ア. 放送番組の視聴に伴って行われるキャンペーン応募等の際に、実際に視聴者の個人情報を取り扱う者を、視聴者が了知できるよう、受信者情報取扱事業者の取組を確保すること イ. デジタル受信機に蓄積された個人情報が送信される場合の安全性を確保するための技術的措置、不正に個人情報を取得されないためのコンテンツ制作段階の管理や送信前のチェック体制の整備等の措置等をとること
(2)安心・安全な衛星放送の確保に向けた取組の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衛星放送分野の視聴者保護に関しては、例えば、以下の課題に、引き続き取り組むことが必要 <ul style="list-style-type: none"> ア. より高度なサービスを提供し、視聴者の利便向上を図るための受信機、受信システム等の安全性・信頼性確保 イ. セキュリティ対応、システム全体の安全性 ウ. コンテンツの安心・信頼確保
4 放送の国際展開	
(1)我が国のソフトパワー強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 積極的な海外情報発信によって日本に対する理解を促進することが必要
(2)今後の具体的な方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放送事業者、民間企業、国等が一体となって外国人向けの映像による国際放送を早期に開始するための主体、財源、放送の内容、スケジュール等の具体的方策について速やかに検討を開始

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」 について

1 通信・放送の総合的な法体系に関する研究会【概要】

1 背景・目的

「通信・放送の在り方に関する政府与党合意（平成18年6月20日）」において、「通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手し、2010年までに結論を得る。」とされたことを踏まえ、通信・放送の融合・連携に対応する法制度の在り方に関して専門的見地から調査研究を行い、通信・放送の融合・連携に対応した法体系の検討の方向性を具体化することを目的として開催。

2 検討内容

- 以下の事項に関する調査研究を行います。
- (1) 現行法制の運用状況と課題
- (2) 通信・放送関連技術、ネットワークの現状と将来見通し
- (3) 通信・放送関連サービス・ビジネスモデルの将来見通し
- (4) 伝送・プラットフォーム・コンテンツ等の規律の在り方
- (5) 通信の秘密・表現の自由の在り方
- (6) 諸外国のサービス状況及び法制度

3 構成員

安藤 真	(敬称略、五十音順) 東京工業大学大学院理工学研究科教授
多賀谷 一照	千葉大学法経学部教授
中村 伊知哉	慶應義塾大学デジタルメディア・コンテンツ統合研究機構教授
長谷部 恭男	東京大学法学部教授
濱田 純一	東京大学大学院情報学環教授
舟田 正之	立教大学法学部教授
堀部 政男	中央大学大学院法務研究科教授
村井 純	慶應義塾大学環境情報学部教授
村上 輝康	野村総合研究所理事長

4 開催期間

- 第1回会合 8月30日(水) 議題：研究会の設置について
- 第2回会合 9月28日(木) 議題：情報通信産業の展望について、通信・放送法制の現状と課題について
- 第3回会合 10月27日(金) 議題：通信・放送の融合・連携に関するヒアリング（マーケット面）
電波法討議①
- 第4回会合 11月21日(火) 議題：通信・放送の融合・連携に関するヒアリング（技術面）
電波法討議②

→当面、1か月に1回程度開催。平成19年12月頃目途に報告書取りまとめ。

(参考1)「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(6月20日)

- 通信・放送の在り方について政府・与党と調整を進め、6月20日に「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」を取りまとめ(6月22日公表)。
- 「融合関連」として通信と放送に関する総合的な法体系の検討を盛り込む。
- 本合意は、経済財政運営と構造改革に関する基本方針(骨太方針)2006に反映。

【通信・放送の在り方に関する政府与党合意 関係箇所抜粋】

融合関連

- ・通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手し、2010年までに結論を得る。

【経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(7月7日閣議決定) 関係箇所抜粋】

第2章 成長力・競争力を強化する取組

1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化
- (2)生産性の向上(ITとサービス産業の革新)

③世界最先端の通信・放送に係るインフラ・サービスの実現

- 「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(平成18年6月20日)に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する。

【通信・放送分野の改革に関する工程プログラム(9月1日)関係箇所抜粋】

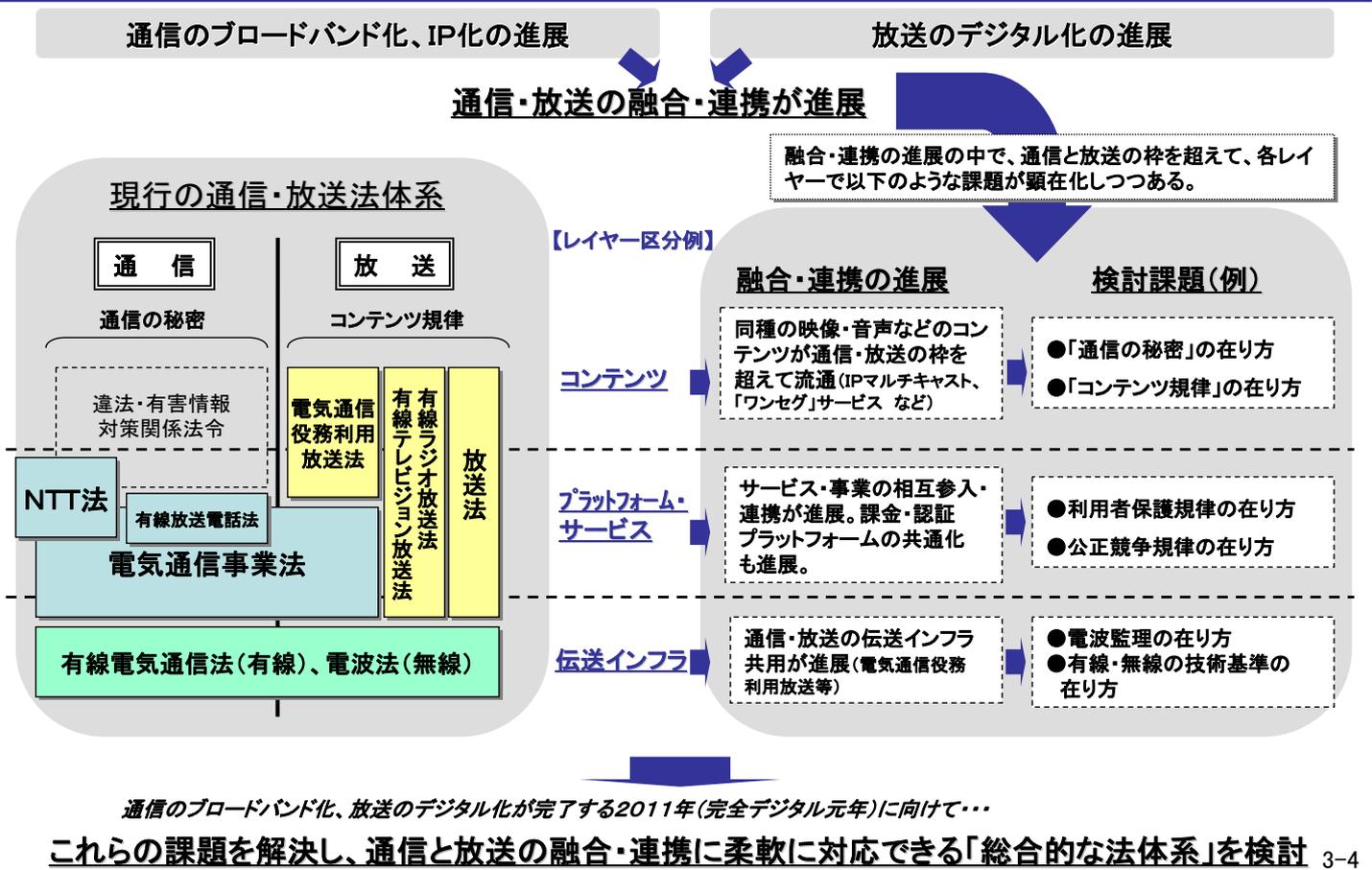
3 融合関連

- 通信と放送に関する総合的な法体系について検討するため、「通信・放送法制企画室」を設置するとともに(本年8月1日に設置済)、通信・放送の融合・連携に対応した法体系の検討の方向性を具体化するため、新たに研究会を設置する(本年8月30日に開催済)。研究会の報告、情報通信審議会の諮問・答申を経て、2010年の通常国会への法案提出を目指す。

(参考2) 現在の通信・放送法体系(主な法律)

	有 線	無 線
基本法	有線電気通信法 (昭和28年法律第96号) ・有線電気通信設備の設置及び使用を規律、有線電気通信に関する秩序を確立	電波法 (昭和25年法律第131号) ・電波の公平かつ能率的な利用の確保
電気通信	電気通信事業法 (昭和59年法律第86号) ・電気通信事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進 ・電気通信役務の円滑な提供を確保するとともに、利用者の利益を保護、電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保	
	有線放送電話に関する法律 (昭和32年法律第152号) ・有線放送電話業務の適正な運営	日本電信電話株式会社等に関する法律 (昭和59年法律第85号) ・日本電信電話株式会社等による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保、電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究
	電気通信役務利用放送法 (平成13年法律第85号) ・電気通信役務を利用して放送を行うことの制度化	
放送	有線テレビジョン放送法 (昭和47年法律第114号) ・有線テレビジョン放送の施設及び業務の運営の適正化 ・有線テレビジョン放送の受信者の利益を保護、有線テレビジョン放送の健全な発達	放送法 (昭和25年法律第132号) ・放送を公共の福祉に適合するように規律、放送の健全な発達
	有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律 (昭和26年法律第135号) ・有線ラジオ放送の業務の運用を規正	
利用環境整備	不正アクセス行為の禁止等に関する法律 (平成11年法律第128号)	
	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (平成13年法律第137号)	
	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 (平成14年法律第26号)	
	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律 (平成17年法律第31号)	

2 通信・放送の総合的な法体系に関する研究会【問題意識】



3 通信・放送の総合的な法体系に関する研究会【検討項目】

■ 融合・連携の動向・将来見通し、通信・放送法制の現状と課題について調査し、論点整理

通信・放送の融合・連携現象の現状・将来見通し

◆ 通信・放送関連技術、ネットワークの現状と将来見通し

- 通信・放送ネットワークの2011年以降の展開見通し
- 圧縮技術など融合・連携を促進する技術動向の検証

◆ 通信・放送関連サービス・ビジネスモデルの将来見通し

- 「融合型サービス」や事業連携等の将来動向の検証
- 市場構造、競争構造の変化の検証

通信・放送法制の現状と課題

◆ 現行制度の運用状況と課題

- 通信・放送法体系の経緯や融合・連携への対応の評価
- 現行制度の課題の抽出

◆ 諸外国のサービス状況及び法制度

- 通信・放送に関する諸外国の法制度やその沿革の調査
- 融合・連携の進展に伴う法制度の見直し動向の調査

■ 通信・放送法体系の各論点について規律の在り方を検討

規律の基本的考え方：通信・放送規律の基本的理念の検討

(通信の秘密の確保、情報の多様性及びアクセスの確保、情報の社会的影響力への対応 等)

個別課題の抽出と対応

- メディアの多元性・多様性確保の在り方
- 「公然性を有する通信」「限定性を有する放送」の在り方
- メディアの社会的役割の在り方(青少年保護・人権問題に係る対応 など)
- コンテンツ規律の適用の在り方 等 <コンテンツレイヤーに相当する課題例>
- 利用者保護の在り方
- 料金規律の在り方
- 個人情報保護の在り方
- プラットフォーム機能の在り方
- 市場の融合に対応した公正競争確保の在り方 等 <プラットフォーム・サービスレイヤーに相当する課題例>
- 有線・無線の各種技術基準の在り方
- 多様なサービスの提供を実現する電波利用の在り方 等 <伝送インフラレイヤーに相当する課題例>

■ 通信・放送の総合的な法体系について検討

「2010年代のケーブルテレビの在り方に関する研究会」 について

2010年代のケーブルテレビの在り方に関する研究会について

1 目的等

ケーブルテレビを取り巻く環境は、ICT分野の急速な技術革新を背景とした、放送のデジタル化、ブロードバンド化の進展による通信事業者等との競争の激化のほか、市町村合併の進展など、昨今著しく変化している。
こうした状況を踏まえ、2010年以降を見据えたケーブルテレビの在り方、今後の課題の整理及びケーブルテレビの発展に向けた総合的方策について議論を行うことを目的として本研究会を開催する。平成18年2月から開催し、概ね1年開催予定。

2 検討項目

- (1) ケーブルテレビの現状
- (2) ケーブルテレビを取り巻く国内外の動向
- (3) ケーブルテレビを巡る諸課題
- (4) 2010年代におけるケーブルテレビの役割
- (5) ケーブルテレビの発展に向けた総合的方策

3 構成員

- 学識者
 - 多賀谷一照 千葉大学 法経学部教授 (座長)
 - 後藤 滋樹 早稲田大学 理工学部教授 (座長代理)
 - 首 好宏 上智大学 文学部新聞学科助教授
 - 山下 東子 明海大学 経済学部教授
 - 山本 隆司 東京大学 法学部教授
- 放送関連団体、通信関連団体
 - 小池不二男 日本放送協会 総合企画室〔経営計画〕統括担当部長
 - 森 忠久 (社)日本民間放送連盟 常勤顧問
 - 竹岡 哲朗 (社)衛星放送協会 副会長
 - 藤本 勇治 KDDI (株) コンシューマ事業統轄本部 ケーブル事業推進室長
 - 清水 俊彦 東京電力 (株) 情報通信事業部長
- ケーブルテレビ関連団体
 - 石橋 庸敏 (社)日本ケーブルテレビ連盟 理事長代行・専務理事
 - 藤咲 友宏 (社)日本CATV技術協会 常任副理事長
 - 中村 正孝 日本ケーブルテレビラボ 所長
- 地方公共団体
 - 寺坂 和利 鳥取県 企画部情報政策課長
 - 山口 博徳 福島県西会津町 町長

4 これまでの開催状況

- 第1回 (2/22) 「研究会の設置」：ケーブルテレビの現状 (事務局プレゼン) 等
- 第2回 (3/30) 「現状把握(1)」：ケーブルテレビ事業者等からのヒアリング
- 第3回 (4/21) 「現状把握(2)」：ケーブルテレビの技術面についてのヒアリング
- 第4回 (5/26) 「現状把握(3)」：IP技術を用いた映像配信の現状についてヒアリング
- 第5回 (6/30) 「現状把握(4)」：地域情報の発信等地域に密着した取組の現状についてヒアリング
- 第6回 (9/22) 「論点整理(1)」：ケーブルテレビの動向 (事務局プレゼン)、ケーブルテレビをめぐる諸課題及び2010年代初頭の姿について討議
- 第7回 (10/20) 「論点整理(2)」：音構成員プレゼン、ケーブルテレビをめぐる諸課題に対する諸方策及び法制度面における現状と課題について討議